

新藩主「権威」の形成と地域社会

— 初入部・狩猟・領内巡見 —

Formation of the Newfeudal Lord "Authority" and Local Society

大賀 郁夫

キーワード

初入部 鹿狩り 行列 目通り 領内巡見

目次

はじめに

一 新藩主の初入部と狩猟

(一) 初入部の儀式

(二) 藩主の狩猟

二 政義による宮崎巡見

(一) 巡見の準備

(二) 行列立

(三) 宿割と他藩との掛合

三 巡見と地域社会

(一) 宮崎郡の村役人と郷士

(二) 宮崎郡の治安維持政策

むすびにかえて

近世において、藩主は国許で寺社参詣や狩猟、領内巡見を行った。なかでも領内巡見はきわめて政治的な儀式と言われる。領内巡見は、家臣団の主従関係や領民との支配・被支配関係の視角化、他領村役人同土や藩主と他領役人・村役人との関係構築など、領内統治の象徴的儀式であり藩主の権威および地域秩序の構築に寄与する役目も有していた。天保八年十一月、初入部した日向延岡藩の新藩主内藤政義の初入部の儀式、翌年正月の狩猟と飛地宮崎郡の巡見について、その概要と意義について考察した。

天保九年正月二十八日、政義は片道二泊三日を要する飛地宮崎への巡見へ出駕するが、小休みと昼・宿泊など煩雑な準備を要した。延岡から宮崎まで、幕領・高鍋藩領・佐土原藩領を通過するため、各藩役人や町乙名たちから「馳走」を受けた。

幕領・他藩領と境を接する宮崎郡村々は、騒動が多発する地域で大庄屋・庄屋たち村役人と郷士たちが地域の有力者として実質的な権限を有していた。巡見によって新藩主との繋がりを可視化することで、彼ら地域権力の強化が図られた。

はじめに

近世期、藩主は国許においてしばしば寺社参詣や狩猟、領内巡見等を行った。なかでも藩主による領内巡見は、寺社参詣や狩猟とは異なりきわめて政治的な儀式であった。^①領内巡見の位置づけとして、家臣団との主従関係や領民との支配・被支配関係の視角化、さらには他領村役人同士や、藩主と他領役人・村役人との関係が構築されたこと、^②領主と百姓との関係を更新し、領主支配の正当性を百姓が承認したこと、^③領内統治の象徴的儀式であり藩主の権威および地域秩序の構築に寄与する役目も有していたこと、^④などが指摘されている。また巡見は、特に新藩主の初入部儀礼の一環として「権威」構築の最初の機会であり、地域有力者側でも新たな「権威」構築の問題でもあったとされる。^⑤このように領内巡見について、政治的な位置づけはなされているが、具体像の提示は決して多くないとの指摘もある。

本稿では、天保八年十一月に初入部を果たした日向延岡藩新藩主内藤政義をとりあげ、延岡での初入部儀式と、翌九年正月の狩猟及び飛地宮崎郡の巡見について、その概要と意義について考えてみたい。

対象とする日向延岡藩は日向国臼杵郡を城府とし、臼杵郡西部の山間地高千穂郷と、同国宮崎郡および豊後三郡に分散した所領を持つ、表高七万石の譜代大名である。延享四（一七四七）年から領主は内藤氏で八代続き維新を迎える。^⑥

内藤延岡藩の特徴の一つに、歴代藩主がすべて養子相続であったことが挙げられる。今回対象とする内藤政義は、文政三（一八一〇）年三月三日、近江国彦根藩主井伊家十一代直中の十五男として彦根で誕生した。幼名は詮之助、のち直恭と名乗った。異母兄は幕末の大老井伊直弼である。天保五年、直恭は兄直弼とともに他の大名家の養子候補として江戸へ呼ばれ、延岡藩内藤政順の養子に決まった。^⑦これは直恭の異母姉充姫が政順に嫁していた関係によるものである。直恭は名を政義と改め、同年八月二十一日に死去した政順の跡を継いで十月十三日に藩主となった。^⑧

延岡藩主の領内巡見は、初代政樹が宝暦三（一七五三）年十二月に城府西部の山間地域の高千穂郷を巡見した例があるが、宮崎巡見は政義が初めてである。

新藩主となって三年後、天保八年十一月に政義は藩領への初入部を果たす。新藩主としての家臣・領民への御披露目、慌ただしい鹿狩り、それに加えて飛地宮崎郡への巡見と、入部から二カ月もたないうちに大きな儀礼を三つもこなしている。本稿では、これらの儀礼を藩庁日記である「萬覚書」に記載された記事をもとに、儀式がどのように準備されて実行されたのか、またそれが藩および地域社会にどのような意味を持ったのか等について検討していく。

一 新藩主の初入部

(一) 初入部の儀式

天保五年十月、数え十五歳で新藩主となった政義が、その領地延岡へ初入部したのはその三年後の同八年十一月のことである。ここでは政義の延岡初入部の経緯とそれに伴うセレモニーについて、具体的にみていくことにしよう。

政義が初入部する前年十二月、普請方から「来酉年御下向」に合わせ、西丸および下御殿普請について御用部屋へ問い合わせがあった。それを受けて御用部屋からは、給地大工のみで不足する場合は賃取大工を雇い、賃銀二匁二分を払うこと、西丸普請には払方二人は一人十五日ずつ交代で詰め、小奉行・大工頭・棟梁各一人ずつ計八人、下御殿普請には計五人ずつ現場へ詰めるよう命じている。¹⁰⁾

七月二十七日出の江戸からの便が延岡へ届いたのは、翌八月二十六日のことである。政義の江戸発駕は八月中旬の予定であったが、「不快」のため順延する旨の来状があった。政義の「不快」が何であるかは記されていないが、それに加えて「無御扱御内用」もあり、発駕順延を用番老中に届出ている。その際に、下向途中に菩提寺である鎌倉光明寺に寺詣すること、在所では領分巡見を行う旨も合わせて届けている。¹¹⁾ 八月二十七日出の江戸便によると、「御内用」は片がついたものの政義が「脚氣」になり、暫く養生が必要ということで九月中の発駕は見送られた。¹²⁾

当初、延岡へは大坂から乗船する予定で、迎船が既に大坂に着船していた。ところが江戸発駕がさらに遅れ、船頭達は九月中に大坂で乗船しないと西風の時期になり、播磨灘渡海が危うくになると危惧した。¹³⁾ 九月下旬にも発駕するのであれば御用船を播磨国宝津まで乗戻すので、そこから乗船するようになると、迎登りの船奉行本吉

助左衛門から出坂中の組頭原縫殿助に申し入れがあった。早速江戸へ打診したところ、諸色高値の昨今物入りも多く、大坂から乗船すれば物入りも減り都合も良いので、今年は大坂から乗船されたいとの返答であった。¹⁴⁾ しかし発駕が大坂に遅れ、十月末か十一月初めの乗船になれば、もはや大坂からの乗船は船頭達が「御受難出来」と拒否した。結果的には出費より人命が大切だと、宝津からの乗船となった。

十月三日出同二十六日着の江戸便によれば、政義の脚氣は薬用効果もあり快方に向かい、九月七日には床上げし快気祝いも済ませたということであった。¹⁵⁾ 政義と家老加藤又左衛門ら一行は、十月二十二日に江戸を発駕し、翌日には鎌倉光明寺に立寄り廟参した後東海道を滞りなく下り、十一月七日伏見に到着した。伏見では大坂定役そのほか館入りの面々が出迎えて御目見えし、下物など万端恙無く済ませた。大坂には立ち寄らずに、山崎越えて十一月十二日宝津へ無事到着し、翌十三日乗船した。¹⁶⁾ 政義発駕の知らせを受けて、延岡では岡富神明・八幡両社で安全祈願の祈祷が行われている。¹⁷⁾

延岡では、政義を迎える家中の準備が慌ただしく進められた。着城時には、家中の面々および御目見が済んだ嫡子・次男・弟らが待受として、京口門内から本小路・土橋門内まで、文武寮頭取役以上が肩衣着用、それ以下は羽織・袴着用して出並ぶよう前格通り触れがあり、御目見が済んでいない者および隠居は無用とされた。¹⁸⁾ また慎や逼塞などの処分を受けている者、血忌・忌中の者、豊後・宮崎・宮水詰の代官・勘定人、それに口屋詰・郷出なども除かれた。

政義一行は順調に渡海を続け、十一月二十四日卯中刻(午前七時

頃）長州上関を出帆し、翌日丑下刻（午前三時頃）嶋野浦へ入船した。寅下刻（午前五時頃）東海山から狼煙が上がり、城では一番太鼓が打たれた。用人たちが用意を始め、家老上田外記と用人今村長左衛門が出迎えのため川口まで出役した。¹⁹巳中刻（午前十一時頃）同所を出帆し、二番狼煙を又台図に城では二番太鼓が打たれた。午上刻（正午すぎ頃）に川口へ入船し、着城は翌二六日巳上刻（午前十時頃）と決まった。

着城当日、待受けおよび坂下広間当番の面々は四ツ時（午前十時頃）、西曲輪の御用部屋はじめ城内外諸役人は朝五ツ時（午前八時頃）登城するよう通達された。²⁰巳上刻（午前十一時頃）、政義は本船から川御座船に移り、濱砂瀬を通り洲崎へ着船し、船場から輿に乗り午中刻（正午過ぎ頃）に着城した。玄関から二之間まで家老上田外記が先立って案内し、政義は居間へ着座した。用席（家老隠居）穂鷹刑部・中小姓頭まで、二之間において御目見えした。城着祝儀のため西曲輪に祝儀帳を出し、家中の面々が登城して記入して祝儀を述べた。政義には、先格では二汁七菜であったが取約中であるとして二汁五菜と菓子が進上された。家老加藤又左衛門と上田外記が二之間、供下り側医の中野快庵・鈴木成徳が三之間で相伴に預かった。また御用部屋では、穂鷹刑部と組頭穂鷹内蔵進・年寄・用人・中小姓頭・近習役・書翰役・大目付ら一六人に、吸物一・肴二種と酒が下された。江戸からの供下りと行列立の面々には、料理と酒が下される先例であったが、格外の取約中ということで料理は下されず、酒のみが下された。また大坂まで迎登りの面々や船奉行たちへは吸

物と酒が下され、城内役方・吟味方以下役人・組外役人まで鉢肴にて酒が下賜された。²¹

着城した政義の当面の仕事は、家臣や領内町・村役人・寺社などの御目見えを受けることであった。着城の翌二十七日、家中の面々および先代御目見え済みの嫡子は来月朔日、隠居・代番隠居・次男・弟たちは同三日に御目見えするので、麻袴着用で明け六時（午前六時頃）に登城するよう命じられた。七〇歳以上の隠居は袴御免、それ以下は袴着用で登城するようにとのことであった。進上物は、家中面々と御目見え済の嫡子は肴、江戸で御目見え済の面々と隠居は扇子を進上するよう指示があった。なお次男・弟は進上物には及ばない旨、廻状が出された。²²

一方、在方・町方には佐野新五右衛門ら用人五人名で廻状が出された。郡奉行宛の廻状は次の通りである。

一 此度就御入部、来月四日在方之者御目見可被請旨被仰出候間、
村々大庄屋・小庄屋其外前々罷出候者共者、明ヶ六時可被差出候

一 豊後・宮崎・高千穂御代官者、来月十五日・来二月朔日与代り
合志人ツ、罷出候様可被申談候、尤高千穂小侍・郷足軽小頭
豊後・宮崎大庄屋惣代之もの者、来月十五日可被差出候、以上

十一月廿七日 佐野新五右衛門

羽生泰助

曾根織部

山本半蔵殿

上田五郎兵衛

清水三郎大夫殿

今村長左衛門

来月四日に在方の者からの御目見を受けるので、城附村々の大庄屋・小庄屋たちは明六時に参上すること、豊後・宮崎・宮水代官は十二月十五日から来二月朔日まで一人宛代わり番で出岡すること、高千穂小侍・郷足軽小頭、豊後・宮崎大庄屋惣代は来月十五日に参上するように命じている。また町方には、

此度就御入部、来月三日・四日寺社・町医并諸町人御目見可被為請旨被仰出候間、前々罷出候者共明ヶ六時可被差出候、最豊後・宮崎・高千穂寺社惣代之者は、来月十五日可被差出候、以上

武田傳左衛門殿

右五人

加藤勘ヶ由殿²³⁾

と、来月三・四日に寺社・町医・諸町人たちは明六時に、豊後・宮崎・高千穂寺社惣代は来月十五日に参上するようにということであった。宮崎へ延岡間は片道二泊三日の行程であり、飛地への配慮が窺われる。このほか下吟味のうち豊後詰金子兵大夫、豊後・宮崎勘定人頭取、同所勘定人、中小姓組の者たちは代官同様代わり番で、宮水詰中小姓組医師永田春澤・豊後詰同久形忠庵・後藤貞記たちも出岡が命じられた。

また家中の面々・組外役人・独礼以上に対して、入部御目見に際しての進上物は次のように規定された。

御入部御目見差上物左之通

一千鯛拾枚 御家老

一同七枚

穂鷹刑部

一同七枚

御組頭

一同七枚

御年寄

一同五枚充

御家老嫡子・御用人・御中小姓頭

一同三枚充

当時無之御組頭嫡子・御書翰役

一同三枚充

御番頭以下・御用人嫡子

扇子箱三本入

御吟味役以上

(以下略)

用席のほか初目見の者は全て干鯛、江戸で目見が済んでいる者や隠居の面々は扇子箱を進上するようということであった²⁴⁾。これに対して、政義から家老・組頭・用人たちへ「御土産」が下賜された。

家老上田外記と穂鷹刑部には紋附小袖・麻袴、穂鷹内蔵進ら組頭三人と年寄平野又右衛門には紋附小袖、佐野ら用人五人と中小姓頭近藤主馬へは紋附麻袴がそれぞれ下賜された。これらは江戸で諏訪嘉兵衛店に調達させたものであった²⁵⁾。

十二月朔日、家中および御目見済の嫡子の面々は西曲輪居間で政義に御目見がなされた。用席はじめ麻袴姿で六時に登城し、用席は熨斗目を着し、供下りの加藤又右衛門は服紗小袖を着用した。家老上田外記の干鯛一〇枚、(家老隠居) 穂鷹刑部・組頭穂鷹内蔵進・内藤治部左衛門および年寄平野又右衛門・家老嫡子は各七枚、用人・中小姓頭は各五枚、取次役・納戸頭役・大目付・吟味役・用人嫡子は各三枚など、以下家中の面々が格式・職分に応じて上物を進上し、二之間・三之間・唐之間・藪之間・溜之間などに詰めた²⁶⁾。こうして

家老以下家中の面々が、家格・職分の順に政義に御目見をして家中での自らの位置を再確認したのである。

同月四日、三福寺・台雲寺・常念寺看取が三之間で、陰陽師・藩医らが羈之間後廊下でそれぞれ御目見がなされた。また郡方支配郷士・村々郷士とともに、城附岡富組・恒富組・南方組の大庄屋兼帯郷士たちが羈之間で、大庄屋見習・大庄屋格、大武町・尾末浦帆別改、村々庄屋・大武町乙名・庵川村牧番人たちが鉄炮の間で御目見した。御目見後、寺院は扇子、町医らは生肴等を進上し、在方の者たちは文化十四年先代政順の入部時に倣って、生肴・鱈節・扇子などを進上した。

十五日には、御目見が済んでいない面々、および豊後・宮崎・高千穂神社・修験・庄屋惣代の面々と御目見があった。羈之間において、高千穂では田尻撰津が祓・扇子、正念寺が扇子、盲僧頭格福泉が札・扇子、宮崎郡では直純寺が扇子・紙一束、社家惣代小川対馬が祓・扇子、寺院惣代伊満福寺・山伏惣代泉龍院が札・扇子、豊後三郡では自院惣代潮閣寺が扇子・紙一束、社家惣代宮崎近江が祓・扇子を進上した。羈之間廊下では高千穂社家惣代原伊賀、豊後山津村陰陽師井上太仲がそれぞれ祓と扇子を進上した。²⁷⁾

また敷居外では、宮崎郡の郡方支配郷士である大田蔵兵衛・岩切良右衛門・日高弥太助、同郡中村町郷士格岩切儀作・後藤忠蔵・大田辰三郎・後藤仙蔵、同郡跡江村大庄屋格松浦市郎らが御目見して各鯛一折を進上している。弓之間では高千穂村廻役矢津田喜多治・同所山林下役佐伯平太右衛門・同所小侍川内弥藤太、豊後三郡惣代大庄屋清水又佑、宮崎郡庄屋惣代浮田村庄屋湯地栄四郎、高千穂庄

屋惣代土持霊太郎がそれぞれ白銀一枚宛、高千穂郷足輕惣代工藤源吾が征矢八六本を進上した。²⁸⁾

このように、政義の初入部に際しての一連の儀式・行事は滞りなく遂行した。病氣や罪科にある一部を除き、嫡子・次男・弟に至るまで家中の面々と御目見を果たし、寺院・宗教者や町在役人・郷士など領内の主だった者たちとも広範囲に御目見を行い、政義は家臣団・領民との一体化を果たしたのである。

(二) 藩主の狩獵

他藩の領内巡見の事例を見ると、その多くが狩獵とともに行われている。狩獵は藩主個人の遊興的な側面や軍事訓練の色合い、また同時に領内の民情視察の側面も強いとされる。²⁹⁾

延岡藩主も度々狩獵を行った記録が残る。例えば二代政陽（藩主一七五六〜七〇年）は宝曆十一（一七六一）年十二月に川島村、その翌年三月には南方村、さらに明和四（一七六七）年十一月にも川島村で鹿狩りを行っている。また四代政韶は、初入部した寛政五年十一月に南方村小峯門で鹿狩りを行っている。³⁰⁾

まず宝曆十一年十二月十五日に、川島村杭（崩）ケ内山で行われた鹿狩りについてみてみよう。時の藩主は内藤政陽（上野安中藩内藤政里男）で、宝曆六（一七五六）年十月に襲封し翌七年七月に初入部しているから、初入部での狩獵ではない。この鹿狩りは岡富組および南方村から集められた勢子人足五〇人（主取一〇人に一人宛）と、村方で鉄砲を所持する者を獵師として残らず出させているが、外村々から集められた人足の数は一五〇人となった。獵師役は銘々

犬を召し連れ、人足は各人竹槍を持参させた。八畳敷ほどの仮設の御座之間と料理之間・家老休所として仮屋が建てられたほか、従者の休所として囲いが拵えられた。近習衆や側衆を事前に山見分に遣わしたり、仮屋建設を村役人に命じること、太鼓や法螺貝の持ち手を村方から差出させること、山伏の出役や寺から半鐘を借り上げることなどは無用とされた。鉄炮持ちには玉葉七丸宛渡し、持鐘二本と長柄五本を仮屋前に立てさせている。残念ながらこの時の獲物に関する記載は無い。

政陽は翌十二年三月十一日にも鹿狩りを行っている。この時は南方村小峯門で実施され、勢子一〇〇〇人（主取一〇〇人に一人宛）と大規模なもので、岡富組および恒富組のうち最寄りの村から獵師が集められた。仮屋は前年の川島村の鹿狩り通りとしている。家中供人の道案内として五〇人が南方村から集められ、諸道具は小峯門まで川舟で運ばれた。道具に応じて品持人足を出すことを命じる一方、太鼓・銅鑼持人や台雲寺からの半鐘借り上げや山伏の参上は無用とされた。なお政陽は、明和四（一七六七）年十一月二十一日にも川島村で鹿狩りを行っている。この時は勢子人足一一〇〇人と獵師一八七人が、岡富組および恒富組の最寄り村々から集められ、六ヶ組で山境を塞いだと記録されている。

政陽の狩獵（鹿狩り）の記録はこの三回であるが、いずれも宿泊した形跡はない。政陽の場合軍事訓練や民情視察というよりも、政陽個人の遊興的な側面が強いようである。

次に寛政五（一七九三）年十一月二十七日に実施された四代政昭

の鹿狩りについてみてみよう。政昭は二代政陽の子であり、兄政脩の養子となり寛政二年八月に襲封、同五年六月に初入部した³³。初入部間もない十一月に南方村小峯門で実施された鹿狩りには、郡奉行・下郡・代官が出役し、勢子一〇五〇人・鉄炮持三五〇人に触出された。家中の供侍二〇人に加え長坂茂兵衛と門弟四人に仮屋警固が命じられた。仮屋前後の道筋は歩行はできても登山は困難だとして、一四・五町の道繕いが行われた。また今度は家中供人へは鉄炮は持たせないで、獵師の案内は不用としている。二十七日早朝七時過ぎ、政昭は供揃いで小峯門へ出駕し、家老加藤朝負・組頭近藤惣兵衛・穂鷹小弥太が従った³⁴。政昭は無事鹿狩りを上覧して夕七半時に帰座した。政昭の場合も、民情視察というものではなかった。

さて、政義の場合はどうかだろうか。政義が初入部して間もない天保九年正月七日、藩は来る十三日に南方村内小峯門で鹿狩りを行うと家中に触れ出した。

口演

当月十三日、南方村之内小峯門江為御鹿狩御出駕被仰出候付、御仮屋為御用心御家中御供式拾人被仰付候、尤手鎗拾本・弓拾張御貸被成候間、御櫓方江対談受取可致持参候³⁵

仮屋警備に家中供二〇人を配し、手鎗一〇本・弓一〇張を櫓方から貸し出すとしている。

大見作兵衛

加藤善平

長坂一扁

当月十三日、南方村之内小峯門江為御鹿狩御出駕被仰出候付、御仮屋為御用心門弟之内兩人宛可致御供候、尤六匁筒御貸被成候間、御櫓方江対談受取可致持參候

さらに大見作兵衛ら三人からその門弟二人ずつを供させ、六匁筒を貸し出すとしている。このほか平士のうち松井茂兵衛、番勤のうち堀国治に法螺貝・鐘役を命じている。この鹿狩りが軍事訓練の色彩が強いものであったことが分かる。

近習役・大目付・郡方・賄方へは、小峯門への鹿狩行列帳が一冊ずつ配布された。行列配置は次の通りである。

御馬印持人式人	口取	御牽馬	杓籠持人壹人
此御馬印山林鹿方	口取		
御鉢箱	御徒士	同	同
持人三人			
御鉢箱	御徒士	同	同
御徒小頭	給人弓拾人		貝鐘之役壹人
御徒目付	給人手鎗拾人		貝鐘之役壹人

口取	若党壹人	槍持壹人
騎馬	御近習役	
口取		草履取

御長刀持人式人手代り共	御持弓	持人三人手代り共
-------------	-----	----------

御口取	御刀番	御中小姓	同	同
-----	-----	------	---	---

御馬

御口取	御刀番	御中小姓	同	同
-----	-----	------	---	---

鉄炮三人	御鎗	御長柄傘壹人
------	----	--------

持人三人手代り共 御草履壹人

鉄炮三人	御鎗	御床机壹人
------	----	-------

御鉢箱

持人三人手代り共 杓籠壹人

御簀箱

御茶弁当持人式人手代り共 御坊主壹人両掛式荷

持人四人手代り共 合羽箆七荷 持人拾人手代り共

押足軽 口取 若党壹人

騎馬御用人 鎗持壹人

押足軽 口取 草履取

外御駕箆陸尺八人

口取 若党壹人 鎗持壹人

騎馬御組頭 草履取

口取 若党壹人

若党貳人 鎗持壹人

騎馬御家老 草履取

若党壹人

諸稽古門人之面々

竹馬五荷持人八人

諸稽古門人之面々

具体的な人配としては、先詰に年寄平野又右衛門と近習役一人、

それぞれ若党一人・槍持一人・草履取口取二人を連れての出役である。また納戸役各一人、側役四人、土蔵方役一人、次右筆一人、坊主一人、茶方両掛持二人、賄人一人、表医師二人、馬乗一人、賄物書一人が詰めた。

このほか藩からは、貸人として刀番・中小姓八人へ四人、貝鐘役二人へ一人、給人二〇人へ一〇人、鉄炮方給人へ三人、徒小頭・徒目付二人へ一人、徒士六人へ弁当持一人が付けられた。

また、宿泊を想定していないため、帰りが夜になった場合の桃燈持人も定められている。⁽³⁷⁾

御先御牽馬両脇ニ高張桃燈壹張ツ、持人貳人

対御銚箱左右ニ箱桃燈壹張ツ、持人貳人

給人御供之前左右ニ高張桃燈壹張ツ、持人貳人

御長刀之前左右ニ右同断持人貳人

御馬左右ニ箱桃燈壹張ツ、持人貳人

御茶弁当脇ニ箱桃燈壹張持人壹人

押之所ニ弓張桃燈貳張

但押之者可持之

正月十日、郡方・道橋方から鹿狩りについての伺書が出された。伺通りとされたのは次の通りである。⁽³⁸⁾ 小峯門への道筋往来は古川通りとし道橋普請は道橋方へ沙汰し、村々の案内と松明用意は前格通りとする。仮屋入用の竹木は普請方・村方より借上げ、不足分は南方村・岡富村・祝子村内の山から伐出することを山林方へ沙汰すること。獵師は各自で玉葉を用意し後で代銀を下すこと（一放〓一分五

厘、三放分四分五厘）。料理は城で用意して持参するので膳所は設けず、納戸方からは屏風を貸し出すこと。狩り前日夕方に獵師・勢子を揃え手分けして差配して置き、着陣時に先手通り合図として法螺貝を吹かせたら、勢子たちには竹貝を吹かせること。仮屋設置入用および山道普請人足には扶持米を与え、馬八疋を繋ぐ場所を小峯門に設けること。御覽所と仮屋には御印を建て、御出の節者小峯門山入り口から行列先に持たせること。獵師・勢子差配のため勘定人を出役させ、諸差配方下世話を命じること。以前の狩獵時に仮屋から山中御覽所へ登山された際に、郡奉行・下郡奉行・代官が出役し先導して供をしたが、この度も以前通りとすること。狩場を引き払うときは諸方合図として半鐘を要して打たせるので、最寄りの寺院から借用するよう寺社方へ断書を出すこと。仮屋は幕囲いのみ設置し、雪隠は城から持廻ること。連犬には一日米四合宛与えること。水を確保するため近辺にいい井戸があれば、事前に井戸浚いをさせしておくこと。勢子廻し勘定人一手へ、一人宛貸人を付けること。

正月十三日朝七時、政義は供揃いにて南方村小峯門を目指して出駕した。家老上田外記・組頭内藤治部左衛門・年寄今村長左衛門・次右筆岡野庄九郎たちがこれに従った。見送りとして用席は全員、大目付も西曲輪まで出た。なお、今回の鹿狩りについて、「諸回休日之通早引為致、勝手次第見物罷越候様」大目付へ通達がなされた。軍事訓練の一つには違いないが、遊興的な要素が強いデモンストラーションであったといえよう。

二 政義による宮崎巡見

(一) 巡見の準備

天保五年十月に家督を相続し、同八年十一月に領地への初入部を果たした政義であるが、領内巡見はいつ頃から計画されていたのだろうか。

初入部する二カ月前に、政義が体調不良のため発駕延期が江戸便で伝えられた際に、「御領分御見廻被成度段、御届書御同所様江御留守居を以被差出候³⁹」とあり、巡見は以前から計画されていたようで、幕府にも届け済みであった。

入部後しばらくは巡見の具体的な日時はまだ未定であったが、正月下旬が想定されていた⁴⁰。巡見の準備は粛々と進められ、十二月二十八日には下吟味役根本伊右衛門と、城内勘定人で切米割兼役荒木茂兵衛が、宮崎までの道中用意物取調掛合を命じられ、地方勘定人菅波太右衛門伴太郎も「御用向」のため宮崎表へ遣わされた⁴¹。

十二月晦日、下郡猪狩庄左衛門が巡見御用向で宮崎表に出役するに際して、郡方から藩に対して貸人を付けてくれるようお願いが出された。延岡から宮崎まで幕領富高及び高鍋・佐土原両藩領域を通行するため、「御取^レ第一之儀」を理由に同人および随行する代官にそれぞれ鎗持ちを、勘定人に草履取りの貸人を付けてほしいというものである。他藩に対する「外聞」もあり、藩の「威光」を示すためにも鎗持ちや草履取は必要であった。しかし御用部屋では評議の結果、「庄左衛門始御代官槍持、并御勘定人草履取御貸難被成候⁴²」と却下された。「外聞」と「御威光」に拘る郡方は、「高鍋・佐土原

役職	氏名	道中雇役
家老	加藤又右衛門	
用人	佐野新五右衛門	
近習役	斉藤儀兵衛・沢野長兵衛	
納戸役	藤田角藏・新井又三郎・伊藤源藏・福井太藏	
御加雇	千葉東太郎（新左衛門侍）	道中賄役雇
側勤	松本俊司・久保徳三郎・大見清助・松沢源之丞 川名小八郎・鈴木波三郎・川名四郎・渡辺彦四郎	
側医	中野伏安・鈴木成徳・木田亮庵（見習）	道中賄役雇
右筆	中野園右衛門	道中中小姓兼役
徒士小頭	町原紋次郎	
徒士目付雇	矢山精兵衛	
土蔵方役	加藤助三郎・斉藤新三郎	
馬乗	田口清治	
郡奉行	清水三郎太夫	
本下役	草野忠右衛門	道中賄役雇
定府番勤供下	芳賀傳治	道中側勤雇
下吟味	沢本伊右衛門	道中賄下役雇
中小姓組勘定人	荒木茂兵衛	道中賄下方雇
城内勘定人	佐藤寛治	道中徒士雇
料理人	中村卯之吉（頭取）・西村重五郎	
徒士雇	宇野傳次郎・土井準治・松田角右衛門・尾崎九兵衛 芳村喜一郎・柳田儀右衛門	
坊主	川村春賀・芳賀林花・沢岸友悦・古川三喜・大平喜善	
料理方手伝	清水松助・山岡栄藏	食焚兼
	小野源治（城内勘定人侍）	道中徒士雇

（註）天保九年正月十一日「萬覚書」より作成。

草野忠右衛門、定府番勤芳賀傳治に道中御側役雇、下吟味役沢本伊
 新五右衛門・近習役斉藤儀兵衛・沢野長兵衛・側役千葉東太郎から
 料理方手伝に至る四八名が選ばれた（第1表参照）。家老又右衛
 門には次右筆古川助次郎が附けられ、助次郎には表御用方も兼勤さ
 せた。⁴⁵このほか郡奉行清水三郎太夫に加え、道中賄役雇に本下役
 正月十一日、宮崎巡見の供人に家老加藤又右衛門以下、用人佐野
 人を貸出された前例に倣ったものと考えられる。⁴⁶
 ちを要求したが、鎗持ち一人は認められたものの若党は認められな
 かった。⁴⁶これは検見などのため宮崎表へ出役する郡奉行には槍持一
 人か貸出された前例に倣ったものと考えられる。⁴⁶

第2表 宮崎表への出役手当

手当銀	役職
250	家老
125	用人
85	近習役
40	納戸役
35	側役
95	行列立側医師
80	行列外側医師・同見習
55	賄役
30	右筆・徒小頭・徒目付・馬乗・料理人頭取
33	土蔵方
23	料理人・賄下役・徒士
12	坊主
18	料理方手伝（清水松助・山岡栄藏）
40	郡奉行
20	下郡
10	勘定人

（註）天保九年正月廿一日「萬覚書」より作成。

右衛門・中小姓組城内勘定人である荒木茂兵衛が道中賄下役雇を命
 じられた。⁴⁶宮崎への往復に伴い手当が支給されたが、手当額は家老
 二五〇目以下勘定人一〇匁までかなりの幅があった（第2表参照）。
 宿割・馬割差配を命じられた郡奉行清水三郎太夫は、政義一行に
 先だって二十六日に宮崎へ出立した。宮崎での宿割は、当初役所詰
 の面々は居宅を明け渡すには及ばないとしていたが、出役する者た
 ちが百姓家では「差支之筋」もあるとして、最終的に役所詰の者た
 ちが百姓家に、出役の面々が役所泊することになった。出役の者た
 ちは役所逗留中は三度賄いとすがるが、大勢であるため「菜廻等行届
 兼」と食事の心配をしている。⁴⁷
 また郡方より「御領内孝行・奇特者・長寿者或は極窮民并鰥寡孤
 独之類」に対して、村々で吟味して手当を施すかとの問合せに、「御
 城附・豊後・宮崎・高千穂共、応而御座候手当可被成下」ことを命
 じている。なお、町方・寺社門前へも同様触れ出すように町奉行へ

命じている。

年が明けて正月十三日、藩主政義一行の宮崎表への巡見を家中へ伝達するため、家老加藤又右衛門宅で組頭内藤清太夫に口演書が渡された。⁽⁴⁸⁾行程は、二日の道中日程ではなかには足痛等で歩行が困難になる者も出たり、また東海道辺とは違い夜になっては宿泊も難しくなる場合もあるので、初日は門川、二日目は都野での宿泊となれば三日目には宮崎へ着くので、たとえ夜になっても不都合にもならないということ、三日の行程となった。⁽⁴⁹⁾具体的には初日は九ツ時に立出して門川村泊、二日目は美々津で昼、都野泊、三日目は高鍋で昼、佐土原で小休みして宮崎着というスケジュールである。それに合わせて宿・休み所および人馬の差配が早急になされた。

(二) 行列立

武家の行列は軍隊の行軍であり、軍旅に準じて編成されたとされる。⁽⁵⁰⁾ここで政義一行の行列立をみておこう。宮崎出駕日限が決定した正月十四日、近習役・郡方・大目付へ行列帳が一冊宛渡された。⁽⁵¹⁾

足軽老人	口取老人
御牽馬	杓籠老人
足軽老人	口取老人
御持弓一鎊老人	御具足櫃持人三人

御鉄箱	宰領足軽老人
御鉄箱	御鉄箱
御鉄箱	御鉄箱

白熊御鎗	白熊御鎗
持人三人	黒熊御鎗持人三人

御徒士	同
-----	---

御長刀持人	式人
-------	----

御徒士	同
-----	---

御腰物筒	御徒小頭
------	------

三人	
----	--

御腰物筒	御徒目付
------	------

御刀番	御刀番
御駕籠	御中小姓
御駕籠	御陸尺拾人

御刀番	御中小姓
御刀番	同

御持鎗	御持鎗
-----	-----

御立傘御草履取手代之御草履取	御持鎗
----------------	-----

御持鎗	御持鎗
御持鎗	但御床机可持

御鉢箱

三人 持人三人 御茶・弁当持人式人

御鉢箱

口取老人

御坊主老人 御牽馬

杏簞老人

口取老人

御納戸

同

両掛挾箱老人 持人老人 同老荷持人老人

御櫛方御道具并御茶道具共入

同

同

同老荷持人老人

同老荷持人老人

鎗同

同勢鎗

持人四人

合羽簞持人式人

鎗同

但、持人不足之分ハ、御駕籠相叟御供方草履取方兼

同持人式人

同持人式人

同持人式人

押足輕老人

同持人式人

長刀老人

押足輕老人

切棒

若党老人

藥箱老人

駕籠御医師 陸尺三人

草履取老人

切棒

具足櫃老人

駕籠御近習陸尺三人

若党老人

鎗老人

草履取老人

竹馬持人老人

挾箱老人

手前者

切棒

具足櫃老人

駕籠御近習陸尺三人

若党老人

鎗老人

草履取老人

竹馬持人老人

挾箱老人

手前者

(三) 宿割と他藩との掛合

門川村宿泊のため用人と代官が出役して差配し、同村の仮宿設営および同所渡場道筋整備は道橋方が受け持った。⁵³⁾当初、城下より門川村まで町人足、同所から美々津までを近郷村々の人足としていたが、最終的に城下から小休みする伊福形村まで町人足、同所から美々津までが近郷村々人足になった。

荷馬や人足については、宮崎まで長途のうえ石高道であるので、門川あたりの馬で都野まで行くのは覚束なく、かつ人足も駕籠夫などはよほど難渋すると思われ、大勢の人馬を他所まで連れて行くのは手当も馬鹿にならない、それならば雇人足のほうが人数も少なく済むということになり、美々津から都野、都野から高鍋、高鍋から佐土原までその土地の雇人馬を利用することになった。なお佐土原から宮崎役所までは延岡領宮崎郡からの迎え人足を出すよう指示された。賃金は人足が一里三九文、馬一疋一里五八文である。⁵⁴⁾

門川村までの街道沿いの村々で運搬道具の障害になる雑木は伐らせ、悪しき道橋は普請をさせ、伊福形村では庄屋元で小休みするの取片付けておくよう命じた。また同村の渡場は同行する大勢の人馬や荷物で混雑するため、輸送は渡船ではなく橋船を使用することにした。⁵⁵⁾宿泊所となる仮屋には入口に盛砂が置かれ、仮番所には百姓二人に番を命じ、用水桶が置かれて拍子木番も置かれた。夜中には台張桃燈が建てられている。⁵⁶⁾

伊福形村の寄人足には日別米六合一勺、門川村の寄人足には同一升が下された。門川村に宿泊するに際しての問題は、その賄い費用

をどうするかであった。当初、藩は「御家老始末々迄村賄可被申付候」としていた。⁵⁷⁾これに対して郡方は村賄いに強く反対する。

手控

殿様宮崎表御発駕、門川村御泊ニ相成候付、御家老以下末々まで村賄ニ御沙汰御座候処、先年尚徳院様宇納間村地藏江御入有之、其後御尊骸鎌倉光明寺江被為入、両度共村賄ニ申付候得共、百人程之人数ニ付ケ也ニ相済候処、此節者式百人程之村賄ニ而何様相届候儀無御座、御威光を以押而申付候ハ、如何様共相済可申候得共、村方賄之儀定式茂御座候儀ニ而、極々難渋之所方自然与上を御恨申上候様相成候而者御太切之儀、殊ニ宮崎表御入ニ付門川村江難渋相掛候茂如何ニ御座候間、村賄之儀者御用捨被成下、雑用一式被下置村賄引受与被仰付候様仕度、左候ハ、各別村方難渋薄罷成可申哉奉存候、是非村賄被仰付候儀ニ御座候ハ、追而各別之御手当不被下置候而者成間敷、左候得者却而御不益ニ茂御聞届候様仕度奉存候

郡方⁵⁸⁾

尚徳院(三代政脩・文化十二年没)の宇納間地藏仏詣や葬送の例を引いて、一〇〇人程度であれば村賄でもよいが、今回の宮崎巡見は二〇〇人程にもなり村にかなりの負担をかけることになる。藩の「御威光」で無理強いすれば何とかなるであろうが、難渋している村であるから上(政義)を恨むようなことでもなれば、藩主巡見事態が逆効果になってしまう。そもそも宮崎表を巡見するのに門川村に負担を強いるのはおかしいので、村賄いではなく「各別之御手当ニ

を下されるよう郡方が願出ているのである。藩は「申達之趣無餘儀筋二付、村賄之分賃錢払ニ被成候」と、村賄いではなく賃錢払いと⁶⁹している。

このほか往来旅籠代については、「一泊是二百式拾文、一昼六拾文宛之定式」を適用しようとしたが、藩は「昼旅籠代者被差止候」と昼旅籠代の支払いは認めず、去冬の入部道中時のように弁当（但し「日々御一菜増」）を差上げるとしている。

昼と小休み所での準備および川渡船の手配は、町乙名や顔役たちに差配を依頼することになり、他藩の事例を問い合わせている。美々津では懇意にしている画師日高原治に、飢肥・佐土原両藩が美々津通行時の手当を聞いたところ、特に面倒なことも無く渡船も町中から差配し、荷積・橋船・高瀬船類を出すとのことであった。高瀬船については、耳川上流の山陰村から田代村にかけては数艘あるので、それらを通行前日に美々津まで廻送しておき、その船で渡せば美々津の船は雇わずに済むとの意見もあった。しかし天候によっては渡場まで波が打ち寄せる場合もあり、大河でもあるので何かあると大⁶⁹事なので、美々津での渡船はすべて雇船を依頼することになった。

飢肥・佐土原両藩の場合、美々津を通過する際には高鍋城下から番代役人・代官・掛合役人および町役人が挨拶に来るので、番代役・代官には金二〇〇疋宛、波当方掛役人に同一〇〇疋宛、町役人に銀二両宛、それに渡船乗人たちに酒代として錢四貫文を与えている⁷⁰というので、今回もそれに倣うことにした。

美々津の「たぶとき越」あたりで昼となるが、寒気の時期であるため呑湯がないと難儀であるとして、美々津町定宿米屋彦右衛門に

世話を依頼したところ、「冥利」として快諾してくれた。それに対して酒代を下している⁷¹。

都野での宿泊は政義が本陣に、家老衆ほか供人たちは別宿のようであったが、本陣では二〇余の宿を用意できること、今回の通行は大人数であるので、それ以外は町内別宿となり夜具類も十分ではないが、事前に本陣詰・別宿何人と乙名まで交渉すれば都合を付ける⁷²ということであった。藩は具体的な日時と人数を早急に知らせると返答している。

都野町での手当については、定宿戎屋常吉方で同所乙名緒方紋兵衛と面会し、伊東・島津両家の通行時の手当について問い合わせて

第 3 表 都野止宿時の下銀

	飢肥藩	佐土原藩	備 考
代官	金子 200 疋	芭蕉布 1 疋	
下代	白銀 2 両	—	乙名緒方紋兵衛勤
本陣守	白銀 1 両	白銀 1 両	
右同人	白銀 3 両	金子 100 疋	馬飼料料・台所諸世話
小別当	鳥目 1 匁文	白銀 2 両	
馬さし	鳥目 1 匁文	—	人馬世話
問屋	白銀 3 両	—	

(註) 天保九年正月廿日「萬覚書」より作成。

いる⁷³。紋兵衛によれば、両家から通行・都野泊がいつ何日になるかを高鍋藩家衆まで知らせれば、高鍋城下から湯道具も手配するという。両家が都野通行時に高鍋藩代官たちに下される金品は次の通りである(第3表参照)。高鍋町定宿紙屋彦右衛門方で同町乙名岩村万右衛門と面会

し、両家通行時の振合いを聞いたところ、都野飯屋の借受けは別段交渉はなく、都野別当の言うとおりにすること、名貫川・小丸川へは川役人が出役し、小丸川へは川下から渡船を廻し置き渡川できるように手配する。名貫川へは都野町より川越人足を差配しておくとのことであった。⁽⁶³⁾ 出役の川役人や川越人足には酒代を下すよう指示している。実際に町役人二人には白銀三両宛、下役二人には青銅五〇〇文宛、河方役人へ金一〇〇疋、道方役人に南鐐一片、同下役二人に金一朱宛、問屋へ青銅一貫文、それに加えて小丸川渡船乗りと名貫川川越人足に相応の酒代が下された。

両家が通行時に高鍋藩家老衆が挨拶に来る場合、先に両家から使者を町役のもとに出せば直ちに家老が宿へ出張り、もし藩主が病気の時は引き取るという。これに対して、今回の通行では高鍋藩から家老衆の見舞いがあるであろうが、こちらから使者を出すには及ばないこと、また家老衆が出張らないよう高鍋郡奉行に事前に交渉しておくよう指示している。⁽⁶⁴⁾

高鍋領内での人馬の差配は、前もって乙名に員数を伝えれば随分世話をし、賃錢も平日同様にするという。都野を出立して高鍋城下より一里ほど先に追分があり、昼頃になれば両家が通行の時にもここで昼をとった。ここで呑湯を用意することも乙名万右衛門と紙屋金左衛門が引受け、世話してくれるよう依頼して置いたが、昼は高鍋城下で取るので用意には及ばないとしている。⁽⁶⁵⁾

佐土原においても、定宿大和屋源右衛門方で同所別当黒木與七郎に面会し振合いを聞いたところ、佐土原藩からも高鍋藩同様の取り扱いがあるということであった。但し、町奉行と町廻役は町中の立

宿に控えているが、目通りはしないという。佐土原藩へも家老衆などの出張りが無いよう強く申し入れている。⁽⁶⁶⁾

佐土原藩領での渡船は、川下から川船を廻し置いて渡船することになるが、船方役人が挨拶に来るといふ。飢肥藩が通行する場合には、船方役人に金一〇〇疋、下役ともに四人程、人馬役へ青銅一貫文、別当二人へ金一〇〇疋宛を下し、渡船乗りへは高鍋同様酒代を下すよう差配している(第4表)。⁽⁶⁷⁾

佐土原領松野馬場まで宮崎代官羽生八郎が迎えに出向き、宮崎からの迎え人足は六〇〇人、馬も五〇疋を数えた。⁽⁶⁸⁾ 二月朔日、一行は連ヶ池で小休したのち、夜五半時に宮崎役所へ入った。⁽⁶⁹⁾ 宮崎代官・

第4表 飢肥藩通行時の下物

	人数	下物	備考
美津場	1	金 200 疋	乙名緒方紋兵衛勤 馬飼料・台所諸世話 人馬世話方
津代役	1	金 200 疋	
番代官	2	金 100 疋宛	
波町役	2	銀 2 両	
渡船乗人	2	銀 4 貫文	
都野代官	1	金 200 疋	
右付陣守	1	白銀 2 両	
本陣	1	白銀 1 両	
同別当	1	白銀 3 両	
小馬別	1	銀 1 貫文	
問屋	1	銀 1 貫文	
名貫川・小丸川*	2	白銀 3 両宛	町内案内
町下役	2	青銅 500 文宛	
嘉徳方役	1	金 100 疋	
道方役	1	金 2 朱	
右下役	2	金 1 朱宛	
問屋	1	青銅 1 貫文	
佐土原渡船**	1	金 100 疋	
船下役	4	青銅 1 貫文	
人馬役	1	金 100 疋宛	
別当	2	青銅 100 疋宛	

(註) 天保九年正月廿日「萬覚書」より作成。

*このほか名貫川へ都野町から出た川越人足、小丸川へ川下より廻船した渡船へ酒代下す

**このほか渡船へも酒代下す

同勘定人や手代・郷組たちに加え、事前に宮崎へ下り迎えの準備をしていた郡奉行清水三郎太夫や下郡猪狩庄左衛門たちが政義たちを出迎えた。

政義一行は、同月四日から七日まで宮崎郡村々を巡見した。翌八日には郡中郷士や村役人・五人組頭たちの目通りを許し、儉約を守るよう沙汰して、政義は郡中へ教諭書を出している。

御領民之儀、兼而御案思被遊候処、家族者不及申村所一統睦敷相暮候段御満悦思召候、且又前々従公儀被仰出候御法度之條々、猶又追々為申渡候、御領内御取締向之儀弥以堅相守、夫々之家業無懈精を出し、無事ニ立行候様心掛可申候、此段我等方申渡候様御沙汰ニ候、委細者役方方可申諭候¹⁷

政義は、領民が睦まじく暮らしていることに満悦し、公儀法度を遵守して家業に励むよう訓示している。

また郡内の長寿者を書き出させ、酒代として錢五〇〇文宛を下賜した(第5表参照)。表彰された八八〜九七歳の長寿者は総勢一九人、そのうち女性が二人に上る。最高齢は跡江組冨吉村の銀兵衛母はんの九七歳である¹⁸。十一日には予定通り政義は供人全員で神武宮で大神楽を見物し、流鏑馬にも興じている¹⁹。

二月十三日、政義一行は宮崎を発駕し、佐土原で昼を取って高鍋城下泊。十四日は都農で昼を取り美々津泊。十五日門川で昼をとり十五日に無事帰城した²⁰。

政義の宮崎滞在は一二日間程であり、それがどれほど政義の領内把握に繋がったかは覚束ない。しかし村々巡見と郷士・村役人の目

第 5 表 宮崎郡村々長寿者

組	村	関係者	長寿者	年齢
大島組	花ヶ島町 〃 上野町 村角村 池内村	千蔵母 原孫市母 中幸兵衛母 織右衛門母	郡左衛門	91 歳
			かつき	96
			ゆきん	88
			さき	90
			さ	89
太田組	太田村 〃 源藤村	弥吉父 れき五郎母 庄要助父	覚兵衛	90
			さひめ 新右衛門	92 89 89
跡江組	柏長町 村峯村 〃 生目村 〃 細江村 村富吉村 〃 〃 〃 〃 〃 〃 跡江村 〃 〃	平吉祖母 長友右衛門母 日高兵衛母 実右衛門母 利喜右衛門母 貞右衛門母 武右衛門母 長吉祖母 郡助母 甚右衛門父 銀兵衛母 伊右衛門母 原田清吉母 廣吉祖母 万右衛門父 利右衛門母	さよし	89
			ま	92
			みん	90
			ん	89
			ん	92
			ん	90
			ん	89
			ん	88
			ん	88
			ん	88
			ん	95
			ん	97
			ん	93
			ん	90
瓜生野組	瓜生野村 〃 大瀬町村	倉吉祖父 園蔵父 秀右衛門祖母	利平治	89
			長助	88
			かめ	91

(註) 天保九年二月十六日「萬覚書」より作成。

通り、長寿者表彰や供人全員の神武宮参詣といったパフォーマンスが、新藩主政義がいかに寛大で慈悲深いかを演出する十分な効果があったと言えるだろう。

三 巡見と地域社会

(一) 宮崎郡の村役人と郷士

延岡藩領宮崎郡二三カ村は、太田・大島・跡江・瓜生野各四組に分けられ、組には大庄屋、村には庄屋が置かれた。大庄屋は苗字・

帯刀を許され、米五俵を給された。太田組は猪八重家、大島組は川越・長友家、跡江組は椎・松浦家が世襲して務めたが、瓜生野組は後藤・長峯・鳥原・湯地・清水各家と数年で交代している。⁷⁶⁾

一方庄屋は、村方騒動などにより交代も多く見られたが、在職中に特に問題がない場合は世襲もみられた。庄屋勤めが困難な村には他村や役所郷組からの入庄屋や、村人たちによる入札で跡庄屋が決められた場合もあった。⁷⁶⁾ 郷組からの入庄屋の例を示そう。

一宮崎大塚村庄屋富永勇右衛門義、及老年難相勤、同人倅廣治江跡庄屋被仰付被下候様村中方願出候間、願之通申付候様可仕候、然ル処大塚村之義不取ノニ付、先年郷組方右勇右衛門大庄格ニ被成、入庄屋被仰付候、御境目村方ニ御座候間、倅廣治江引続苗字・刀御免被成候様仕度奉存候、左候ハ、御威光相付、取ノニも罷成可申候、廣治義年若ニ御座候間、当分勇右衛門後見申付候様可仕候、勇右衛門義数年骨折相勤、村柄も相直り申候間、為御褒美銀三両被下置候様仕度奉存候⁷⁷⁾

大塚村庄屋の富永勇右衛門が老年で務め難いので、倅廣治を跡庄屋にと村中から願出たので願ひ通り申し付ける、大塚村は「不取⁷⁸⁾」であるため郷組から勇右衛門を大庄屋格で大塚村へ入庄屋させた、大塚村は他領境目村であるので廣治へ引き続き苗字・刀御免としたい、そうすれば「御威光相付、取⁷⁹⁾ニも罷成」というのである。跡庄屋に「御威光」を付けることが、村支配には何より不可欠であったことがわかる。

次に宮崎郡の郷士についてみてみよう。宮崎郡には有馬氏時代

(二六一四〜一六九二年) から郷士の存在が確認できる。貞享元年(二六八四)年時点で宮崎小侍は七〇人で、臼杵郡一人、高千穂三九人よりはるかに多かった。⁷⁸⁾

延享四年八月、内藤氏の延岡入封時には宮崎郡に九人の郷足軽が配されており、御林山守を務めていた。⁷⁹⁾ 寛延三(一七五〇)年の宮崎騒動を契機に一二人の村廻役が置かれ、郡内の治安維持を最重要任務とした。⁸⁰⁾ 在方での精勤が認められて大庄屋や庄屋から郷士に取り立てられる例も散見する。例えば寛政元(一七八九)年十一月、瓜生野組大庄屋後藤六郎左衛門は、藩の紙座・綿座掛合の出精したことを理由に郡方支配郷士格に、また文化元(一八〇四)年八月には跡江組大庄屋椎喜藤治と上別府村庄屋鳥原津之助が「数年出精」として郷士にとり立てられている。⁸²⁾

(二) 宮崎郡の治安維持政策

化政期に入ると村方の治安は急速に悪化する。それに対処するために、藩は村廻役や郷足軽の大幅増員を決定する。⁸³⁾ 宮崎役所では文政十二年春に郷足軽一〇〇人の取立てを上申し、このうち五〇人が取立てられていたが、「大村四五人、小村式三人位ツ、之当無御座候得者⁸⁴⁾」と、残りの五〇人の取立てを願出ている。もっとも藩財政悪化もあって、この上申は沙汰止みとなってしまふ。

村役人や郷士・郷足軽に求められたのは、郡内の治安維持であった。延岡藩領宮崎郡村々は飢肥・佐土原・薩摩諸藩および幕領と村境を接し、村方騒動が多発した地域である。延享四(一七四七)年

の内藤氏の延岡入封から維新までの約一二〇年間に、宮崎郡では一八回の村方騒動を数える。文政〳天保期の村方騒動としては、文政十一（一八二八）年瓜生野村、天保二（一八三一）年跡江村、同八（一八三七）年細江村の騒動が著名である。各々の事件の経緯と騒動後の対応については別稿で検討したので詳細は省くが、注目したいのは事件後の対応である。

文政十一年瓜生野村騒動では、同村小前たちが大庄屋後藤六郎左衛門を相手取り起こした強訴事件である。発端は村人用や出銀をめぐる金銭トラブルである。小前たちは大庄屋糾弾の願書を直接延岡藩郡方へ提出しようとしたが、佐土原城下で押し止められ帰村した。仲介にあたったのは宮崎代官や勘定人・郷組、それに郷士たちであった。

また天保二年の跡江村の場合は、馬代金をめぐる薩摩藩領有田村との出入り事件である。他領との実質的な掛合を担ったのは、宮崎郡郷士大田蔵兵衛・後藤忠蔵と瓜生野組大庄屋清水平太、それに宮崎役所郷組八人たちであった。

天保六年九月には、郷士大田蔵兵衛が村方出入りに「各別誠精内濟相整骨折」として、下米一五俵増の高三〇俵宛年々下されている。

郡方江

郷士 大田蔵兵衛

右之者儀、兼々御内用向出精、宮崎郡村々諸出入事等取扱、尚又去ル亥年瓜生野村旧大庄屋六郎左衛門与村方入割差発、其後六郎左衛門与村方土地論米錢貸引出入引継候処、蔵兵衛儀双方

申合、各別誠精内濟相整彼是骨折差働候付、別段之筋を以此度被下米拾五俵御増高三拾俵宛年々被下置候、尚又此上押張御用向可相弁候

右之通可被申渡候

九月五日⁸⁶

さらに蔵兵衛は、翌七年六月に「領分在町有徳之者江口入貸上致被仰付」たところ献納を願出て寄特だとして米一五俵増、高四五俵宛年々下されている。⁸⁷

郷士や村役人は、郡内の問題解決の仲介をするだけでなく、他藩領や幕領との掛合にも中心的役割を担った。

覚

跡江組大庄屋

松浦市郎

瓜生野組大庄屋

清水平太

右之者共、本庄枳屋六郎次江掛御内用向対談ニ付而者、度々罷越彼是骨折、応而物人も御座候付、酒代之以思召銀式拾目宛被下置候様仕度奉存候

大嶋組大庄屋

長友忠左衛門

太田組大庄屋

猪八重亭蔵

同後見

鳥原津之助

右之者共、御他領江掛御内用向対談ニ付而者彼是骨折、応而物
入茂御座候趣ニ付、酒代之以思召銀拾匁宛被下置候様仕度奉存
候

右之通夫々被御聞届候様仕度奉存候、以上

未十一月

宮崎役所

御代官申達之通酒代被下置候様仕度奉存候

十一月

郡方

付帛

右何茂申達之通酒代被下置候間、其段可被申渡候⁸⁸⁾

同八年細江村の強訴では、幕領である細江村小前たちが曰杵郡富

高陣屋まで強訴するため、延岡藩跡江村河原に結集して領内通行

を許可してくれるよう交渉が始まった。役所からは代官・勘定人・

郷組、および郷士・大庄屋・庄屋たちが出役して説得に当たった。

結果的に小前たちは承引して帰村したが、交渉の中心となったのは

大田蔵兵衛ら郷士たちであった。騒動落着に尽力したとして、代官・

勘定人・手代・郷組・郡方支配郷士・大庄屋たちに紋附麻袴や帷子、

銀・銭などの褒美が下賜された。

覚

郡方支配郷士

大田蔵兵衛

右之者儀、御料細江村百姓共徒党を企、大勢富高御陣屋江罷出
候趣ニ而押出、御領内罷通候節柏田町向跡江村河原ニ而掛留候

ニ付而者、数日柏田町・跡江村之方江相詰、同所渡場取締方為

差配、猶又薩州御領倉岡役場より用向茂候ハ、可承旨、内々申

越候付而者、右挨拶向其外御同領高岡・穆佐・有田辺方も為物

聞、日々小役之者差越内実者見舞旁参候付、右応対等にも蔵兵

衛重ニ差出彼是差働申候間、於当役所並五菜御料理被下置候様

仕度奉存候、以上

西六月

宮崎役所

郡方付紙

御代官申達之通被仰付候様仕度奉存候

郡方

付紙

申達之通御料理被下候間、其段可被申渡候⁸⁹⁾

このように、飛地宮崎郡での騒動解決には、宮崎代官を中心に役

所役人や村役人はもとより、郷士・郷足軽たちは欠かせない存在で

あった。

郷士たちの活躍は治安維持の面ばかりではない。天保五年十二月、

上別府村郷士徳地清八と日高久吉は、「去冬以来穀類払底高値」で

あるため上野町・川原町の困窮者に対して米二〇〇俵を、相場より

升当り一二文ほど下げて売出し、さらに清八はほかに三〇俵ほど升

につき三文宛値下げして無利支で貸し出すなど、窮民救済に出精し

ている。⁹⁰⁾ また同年月、郷士大田蔵兵衛と後藤忠蔵も、「下モ方飯料

差支難渋之砌、直段下直ニ払米いたし候趣寄特」だとして、紋附小

袖一着宛下されている。⁹¹⁾ このほか数多くの大庄屋・庄屋、宮崎役所

手代・郷組たちが「村方出精」により苗字・刀御免、褒美銀・酒代金を下賜されている。本来領主が行うべき「御救い」を、彼らが代行しているのである。

それでは天保九年の政義の宮崎巡見はどのような意味があったのだろうか。正月二十八日に延岡を発駕した政義一行は、翌二月朔日に無事宮崎役所へ入った。宮崎人足六〇〇人と馬五〇疋が佐土原妙田まで出迎えた。この時人馬の差配は鳥原津之助・湯地栄四郎・岩切文兵衛・小川運平・高妻和五郎と瓜生野村年寄齊藤太郎左衛門の六人で務めた。人馬割は二十九日に佐土原宮崎屋に向き、佐土原まで代官羽生八郎が松野馬場まで出役した。⁽⁹²⁾

二月四日、政義は中村町郷士大田蔵兵衛宅を訪れ、大島組村々を巡見した。翌五日は後藤忠蔵宅に入り太田組を、六日は柏原村岩切良右衛門宅に入り跡江組、七日は柏田町直純寺に入って瓜生野組村々を巡見した。このほか各組大庄屋元にも立ち寄っている。宮崎巡見が一段落した二月十六日、郡方支配郷士大田蔵兵衛と後藤忠蔵は「賃上銀各別差入」に加え、「此度殿様被遊御入候而者、諸事掛合申付為差働候」として、組外役人之列に加えられた。⁽⁹⁴⁾

新藩主自らが郷士や大庄屋宅を訪れることは大変な名誉であり、それによって藩主との繋がりが明確な形で可視化されたことになり。藩権力との太いパイプを見せつけることで、彼らの郡方支配がより効果的になることは間違いない。郷士や村役人の「権威」がより強固に郡内に浸透していくことになるのであり、郡内に揺るぎない地位を築いていくことになるのである。

むすびにかえて

以上、天保八年十一月の新延岡藩主内藤政義の初入部、翌年正月の鹿狩りおよび宮崎巡見について、その具体像と意義について考察してきた。今まで明らかになったことをまとめてむすびにかえたい。

まず政義の初入部については、八月中旬の予定であったが政義の「不快」と「無御抛御内用」に加えて脚氣煩いもあって大幅に遅れ、十月二十二日に漸く江戸を発駕した。

翌十一月二十六日に無事着城した政義は、家老上田外記・加藤又左衛門以下大勢の家臣たちから歓迎の出迎えを受けた。家臣たちは十二月朔日、隠居・次男・弟および神社・町医・諸町人たちは同日に御目見えを済ませた。また同四日には城附村々の大庄屋・小庄屋、豊後・宮崎・宮水代官は十五日から来二月朔日まで一人宛代わり番で出岡して御目見えの儀式が行われた。高千穂小侍・郷足輕、豊後・宮崎の大庄屋惣代は十五日、豊後・宮崎勘定人頭取、同所勘定人のほか宮水詰・豊後詰中の医師たちも出岡が命じられ、政義への御目見えが済まされた。

こうして家老以下家臣たちが、日別・拝謁場所別に家格・職分の順に御目見えをすることで、家中としての一体感を実感しつつ、家中内での自らの位置を再確認した。家中のほかにも寺院・宗教者や町在役人・郷士など領内の主だった者たちとも広範囲に御目見えを行い、新藩主政義は家臣団・領民との一体化を果たしたのである。

狩猟は藩主個人の遊興的な側面や軍事訓練の色合い、また同時に領内の民情視察の側面も強いとされる。延岡藩でも二代政陽や四代政韶は川島村や南方村で鹿狩りをしているが、個人の遊興的な側面が強かった。

年明け早々正月十三日、政義は南方村小峯門で鹿狩りを催し、家老上田外記・組頭内藤治部左衛門・年寄今村長左衛門たちがこれに従った。仮屋が設置されて警備に家中供二〇人が配され、櫓方から手槍一〇本・弓一〇張が貸し出され、大勢の勢子や猟犬を動員しているが、軍事訓練や民情視察というよりは遊興的な要素が強いデモンストレーションであった。

入部して間もない天保八年十二月二十八日、下吟味役や勘定人たちが道中用意物取調掛合として宮崎表へ遣わされ、郡奉行が宿割と人馬差配にあたった。正月十一日には、巡見の御供に家老加藤又右衛門以下料理方手伝に至る四八人が選ばれた。足軽や人夫などを合わせると二〇〇人（一節には上下三〇〇人）を数える大がかりなものであった。正月二十一日、宮崎巡見への発駕が二十八日になったことが正式に発表された。

行程は、初日は九ツ時に立立して門川村泊、二日目は美々津で昼、都野泊、三日目は高鍋で昼、佐土原で小休みして宮崎着という二泊三日のスケジュールである。門川村での宿泊は当初村賄いとされたが、那方の強い反対もあり賃銭払いとなっている。

延岡から宮崎までは、幕領↗高鍋藩領↘佐土原藩領を通るため、小休や宿の差配などはそれぞれの町乙名や顔役たちに依頼し、高鍋・

佐土原両藩の代官・掛合役人や町役人たちの挨拶など「馳走」を受けた。こうした他藩役人との掛合などの「馳走」は、新藩主を内外に披露する面でも大いに有効であったと思われる。なお美々津や都野などでの賄い手当等は、飢肥・佐土原両藩の参勤時の慣例に倣って支払われている。

佐土原まで宮崎代官ほか人足六〇〇人・馬五〇疋で出迎え、二月朔日無事宮崎役所へ入った。政義たちは四日から七日まで宮崎村々を巡見し、郡中郷土や村役人たちの目通りを許し、郡内の長寿者二九人を表彰して祝儀錢として酒代五〇〇文宛を下賜した。新藩主政義がいかに寛大で慈悲深いかを演出したパフォーマンスであった。十一日には、神武宮での大神楽と流鏑馬を、政義が領民ともども見学することで、領民に新藩主の存在を強くアピールした。政義は十三日に宮崎を発駕して十五日に帰城した。

幕領・他藩領と境を接する飛地宮崎郡は、村方騒動が多発した地域であり、その解決には大庄屋・庄屋などの村役人のほか、他領にも幅広い人脈を持つ地域の有力者である郷士たちが実質的に担っていた。藩権力が及びにくい宮崎郡では、こうした在地勢力に大きく依存していたのであり、そのため藩権力の「権威」「威光」が特に求められた。このように宮崎巡見によって、藩領内だけの問題に留まらず、他領役人や地域有力者を含む大がかりな関係の構築がなされたのである。

註

- (1) 渡辺恒一「彦根藩主の領内巡見」(彦根藩資料調査研究委員会編『彦根城博物館叢書5 譜代大名井伊家の儀礼』彦根城博物館 二〇〇四年)。
- (2) 立石智章「備中岡田藩主による領内巡見とその特質―代替りの巡見を中心に―」(『倉敷の歴史』第26号 倉敷市総務課歴史資料整備室 二〇一六年)。
- (3) 落合延孝『猫絵と殿様 領主のフォークロア』(吉川弘文館 一九九六年)。
- (4) 椿田有希子「弘化二年、小田原藩主大久保忠愨の領内巡見」(小田原近世史研究会編『近世地域史研究の模索―「つながり」の視点から―』岩田書院 二〇一三年)。
- (5) 泉正人「領主「権威」の形成と地域秩序―藩主郷出と領内支配―」(斎藤善之・高橋美貴編『近世南三陸の海村社会と海商』清文堂出版 二〇一〇年)。このほか領主巡見に関しては、小川和也『文武の藩儒者 秋山景山』(角川叢書51 二〇一一年)がある。
- (6) 拙稿「内藤延岡藩領の特質とその支配―木村礎―延岡藩領とその支配―の再検討―」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第13巻第1号 二〇〇五年)。
- (7) 母利美和『幕末維新の個性6 井伊直弼』(吉川弘文館 二〇〇六年) 二〇頁。
- (8) 拙稿「隠居大名の幕末・維新―延岡藩内藤政義の『日記』から―」

- (9) 『宮崎公立大学人文学部紀要』第25巻第1号(二〇一八年)。
宝暦三年十二月十日〜十六日「萬覚書」。
- (10) 天保八年正月廿一日「萬覚書」。
- (11) 天保八年八月廿七日「萬覚書」。
- (12) 天保八年九月二十日「萬覚書」。
- (13) (14) 天保八年十月八日「萬覚書」。
- (15) 天保八年十月廿七日「萬覚書」。
- (16) 天保八年十一月廿五日「萬覚書」。
- (17) 天保八年十一月四日。
- (18) 天保八年十一月十一日「萬覚書」。
- (19) (20) 天保八年十一月二十五日「萬覚書」。
- (21) 天保八年十一月廿六日「萬覚書」。
- (22) (23) (24) 天保八年十一月廿七日「萬覚書」。
- (25) 天保八年十一月廿八日「萬覚書」。
- (26) 天保八年十二月朔日「萬覚書」。
- (27) (28) 天保八年十二月四日「萬覚書」。
- (29) 前掲(5) 泉正人五五頁。
- (30) 寛政五年十一月廿一日「萬覚書」。
- (31) 『寛政重修諸家譜』第十三(統群書類従完成会 一九八四年) 一八九頁。
- (32) 明和四年十一月二十一日「萬覚書」。
- (33) 『寛政重修諸家譜』第十三(統群書類従完成会 一九八四年) 一九〇頁。

- (34) 寛政五年十一月廿七日「萬覚書」。
- (35) 天保九年正月七日「萬覚書」。
- (36) (37) 天保九年正月九日「萬覚書」。
- (38) 天保九年正月十日「萬覚書」。
- (39) 天保八年八月廿七日「萬覚帳」。
- (40) 天保八年十二月九日「萬覚書」。
- (41) 天保八年十二月廿八日「萬覚書」。
- (42) 天保八年十二月晦日「萬覚書」。
- (43) 天保九年正月五日「萬覚帳」。
- (44) 天保六年八月十九日「萬覚書」。
- (45) 天保九年正月十五日「萬覚書」。
- (46) 天保九年正月十一日「萬覚書」。
- (47) 天保九年正月廿二日「萬覚書」。
- (48) 天保九年正月十三日「萬覚書」。
- (49) 天保九年正月廿日「萬覚書」。
- (50) 根岸茂夫『大名行列を解剖する』(吉川弘文館二〇〇九年)。
- (51) 天保九年正月十四日「萬覚書」。
- (52) 安政三年「諸品控日記帳」(渡辺邦夫家文書)には「上下三 百程」とある。
- (53) 天保九年正月十九日「萬覚書」。
- (54) 天保九年正月廿日「萬覚書」。
- (55) (56) 天保九年正月廿一日「萬覚書」。
- (57) 天保九年正月十九日「萬覚書」。
- (58) (59) 天保九年正月廿二日「萬覚書」。
- (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) 天保九年正月廿日「萬覚書」。
- (68) (70) 安政三年「諸品控日記帳」(渡辺邦夫家所蔵文書)。
- (69) 天保九年十二月五日「萬覚書」。
- (71) 天保九年二月十二日「萬覚書」。
- (72) 天保九年二月十六日「萬覚書」。
- (73) 安政三年「諸品控日記帳」(渡辺邦夫家所蔵文書)。
- (74) 天保九年二月十二日「萬覚書」。
- (75) 拙稿「日向延岡藩領宮崎郡における村役人と地域社会」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第17巻第1号二〇〇九年)。
- (76) 拙稿「近世期日向延岡藩の飛地支配と地域社会」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第16巻第1号二〇〇八年)。
- (77) 寛政六年八月七日「萬覚書」。
- (78) 「国乗遺聞」卷之四封国第九(『宮崎県史 史料編近世1』)四一九頁。
- (79) 延享四年八月「演説覚書」(『宮崎県史 史料編近世2』)一六三～一六四頁。
- (80) 宝暦四年八月廿一日「萬覚書」。
- (81) 寛政元年十一月十八日「萬覚書」。
- (82) 文化元年八月十二日「萬覚書」。
- (83) 拙稿「近世期宮崎郡における取立てと「身上り」」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第24巻第1号二〇一六年)。
- (84) 天保二年五月朔日「萬覚書」。
- (85) 拙稿「日向延岡藩宮崎郡における村役人と地域社会」(『宮崎公

立大学人文学部紀要』第17巻第1号（二〇〇九年）。

（86）天保六年九月五日「萬覚書」。

（87）天保七年六月廿日「萬覚書」。

（88）天保六年十二月十六日「萬覚書」。

（89）天保八年七月廿一日「萬覚書」。

（90）天保五年十二月十二日「萬覚書」。

（91）天保五年十二月五日「萬覚書」。

（92）（93）安政三年「諸品控日記帳」（渡辺邦夫家文書）。

（94）天保九年二月十六日「萬覚書」。